

第十回

禁を犯して孝徳一婦人を失ふ
腹を裂て伏姫八犬子を走らす

義実の夫人五十子は、八房が為体を、人の告るに驚きて、裳を褰て遽しく、伏姫のをはします、子舎へはや來給ひしが、と見れば処陔までに、侍女たちは戸口にをり、治部殿をいふもをはしませば、姫には恙なきものから、親子が中に犬を置て、問答の最中也。言の葉の果るまでとて、竊聞しつゝ浩然と、うち泣てゐましけり。とはしらずして侍女たちは、出てゆく犬におそれて、おもはず左右へ入らさしかは、交加の路やゝあきて、躲れ果へうもあらざれば、走り入りつゝ姫うへの、ほとりへ撲地と伏沈み、声を惜す泣給へば、義実は愧らひて、うち見たるのみ物言はず。伏姫は母の背を、拊おろし、又撫おろし、「縁由を聞召せし敷。おん心持はいかにぞや」と慰られて、母うへは、頭を擡て涙を拭ひ、「聞すはいかで歎をせん。嗚伏姫よにも怜悯くまじませば、殿の御託に表裏なく、賞罰の道直かれとて、名を汚し、身を捨給ふ。そは父うへに孝行なり共、情に恃り、俗に背なば、誰かこれを誓侍る。凡生として活るもの、一親ならぬもあらざるに、母が歎きをおもはずや。さりとては心つよ。幼稚ときの急病なる、母の苦勞をやうやくに、昔かたりになすまで、生育給へば又更に、見増す纏致は、月も花も、及はぬものをいかなれば、われからその身を贅にして、悔しとだにもおぼさぬは、あやにまつはる物の怪の、しうねき所為に侍るべし。や、賞給へ、賞給へ。年來念する神の加護、佛の利益もなき世敷」と、論じつ泣つ、いとせめてくり返し給ふ母の慈悲に、伏姫は堪かねし、涙を袖に推包み、「しか言へば不孝の罪、おもきが上になほ重し。親の歎きもかへりみず、なき後までも名を汚す、それ哀まめに侍らねど、命運の致す所、寔に脱れぬ業因と、思ひ決めて侍るなる。これ齋せ」と左手に掛たる、珠数さや〜と右手に取り、「わらはが幼稚かりしとき、役行者の化現とやらん、あやしき翁かとらせしとて、賜りしより身を放さぬ、この水晶の念珠には、数通りの玉に文字ありて、仁義礼智忠信孝悌と読れたる。この文字は彫るにあらず、又漆して書るに侍らず。自然と生じ見れけん。年來日來手に觸たれども、磨滅ることなかりしに、景運が減びしとき、ゆくりなく見侍れば、仁義の八字は蹟なくなりて、異なる文字になり侍り。この比よりぞ八房が、わらはに懸想し侍るになん。これ將一ツの不思議なる。過世に定る業報敷、と歎くはきのふけふのみならず、その期を俟たで死ばや、と思ひしはいくそ遍、手には刃をとりながら、否この世にして悪業を、滅し得ずは、後の世に、浮むよすがはいつ迄も、あらしの山にちる花の、みのなる果を、神と親とに、任せんものを、と形なき、浮世の秋にあひ侍り。これらのよしをかしくも、暁り給はと、おん恨も、忽地散てなかく〜に、思ひ絶させ給はなん。さても十あまり七年の、おん慈愛を他にせる、子は子にあらず前世の、怨敵ならぬ、と思食て、今日前

に恩義を絶、御勸當なし給はらば、身ひとつに受る恥辱は又、生れ來ん世の爲也、と墓なく頼む弥陀西方。佛の御手の糸薄、尾花が下に身をば置とも、竟に悪業消滅せば、後やすく果侍らん。只願しきはこの事のみ。是見て許させ給ひね」とさしよせ給ふ珠数の上に、玉なす涙数そひて、いづれ百八煩惱の、迷ひは解ぬ母君は、疑しげに顔うち熟視、「さまでよしある事ならば、初より如此々々、と親にはなごて告給はぬ。什麼その珠数に頼れしは、いかなる文字ぞ」と問給へば、義実「此へ」と取よして、うち返し、つくく〜と見て嘆息し、「五十子思ひ絶給へ。仁義礼智の文字は消て、頼れたるは如是畜生、發菩提心の八字なり。是によりて又思ふに、八行五常は人にあり、菩提心は一切衆生、人畜ともあらざるなし。かゝれば姫が業因も、今畜生に導れて、菩提の道へわけ入らは、後の世さこそやすからめ。寔に貧賤榮辱は、人おの〜その果あり。姫が三五の春の比より、隣國の武士はさらせ、彼此の大小名、或は身の為、子の為に、婚縁を募來したる、幾人といふ事をしらねど、われは一切兼引ず。今茲は金碗大輔を、東條の城主にして、伏姫を妻せて、功ありながら賞を辞し、自殺したる、孝吉に、酬はや、と思ひつゝ、言過失て畜生に、愛女を許すも、業なり因なり。五十子は義美を、うらめしとのみ思ひ給はん。只この珠数の文字を見て、みつから竟り給ひね」と叮嚀に慰めて、説あかし給へども、晴ぬは袖の雨催ひ、声曇らして泣給ふ。かくてあるべきことならねば、伏姫は今宵出んと、その準備をぞいそがし給ふ。しかれども「生てよ、かへり來んこと思ひもかけず。只この儘」と言ひて、玉搔頭とり捨て、白小袖のみ襲被て、件の珠数を衣領に掛、料紙一具と法華經一部、外には物を持せ給はず。おん送りの徒者なども、かたく辞ひて俱し給はず。まだ何処とはしらねども、八房がゆく隨意、いゆきて留る所こそ、わが死ところなるべけれ。彼もしこゝを立も去らずは、今宵を過ぎぬ、命ぞ、と思ひ決めて出給ふ。時はや黄昏近かるべし。さればおん母五十子は、いとゞ別の惜ければ、立まくし給ふ袂を掖とめ、嘸かへりつゝ泣給へば、年來使れ奉る侍女們も是首彼首に、泣倒れ伏沈み、物の要には立ものなし。

さる程に伏姫は、共に消なん露霜に、袖ぬらさじ、と村肝の、こゝろつよげに母君を、慰めて別を告侍女們に送られて、外面へ出給へば、日ははや暮て後園の、樹間漏る月さやかかなり。既にして八房は、縁類の下にをり。姫うへの出させ給ふを、已前よりこゝに待なるべし。

當下姫は彼犬の、ほとり近くうち對ひ、「やよ八房坂、うけたまはれ。人に貴賤の差別あり。婚縁はその分に隨ひ、みな類をもて友とせり。かゝれば下の下さまなる、穢多乞児といふといへども、畜生を良人とし、妻とせむるゝ例を聞す。況てや吾等國主の女兒、平人の婦となるべからず。さるを今畜生に、身を棄

命をとりする事、前世の業報歟。併、嚴君の、御誼重きによつて也。これらのよしを辨へず、情欲を遂んとならば、わが懐劍にあり。汝を殺して自害せん。又一旦の義を以、偏に吾儕を伴ふとも、人畜異類の境界を辨へ、恋慕の欲を断らば、汝は則わが為に、菩提の郷導人なるべし。然るときは汝が隨意、何地までも伴れん。いかにやいかに」と懐劍を、逆手に取て問詰給へば、犬はこゝろを得たりけん、いとうれはしきおも、ちなりしが、忽地に頭を拳、姫つへを見て、長吠して、蒼天をうち仰ぎ、誓ふが如き形勢に、伏姫は刃をおさめ、「しからは出よ」と宣へば、八房は先に立て、折戸、中門、西の門、うち踰つち越ゆく程に、姫はそが後に跟て、徐に歩行せ給ふにぞ、跡には母君女房達が、よんとなく声聞えつゝ、義実も遠外に、雲時目送り給ひける。彼昭君が胡國に嫁りし、恨にもいやまして、いともあやしき別離の情、あはれといふも疎なるべし。

初も伏姫は、豫て送りの従者を、かたく辞せ給ひしかども、義実も五十子も、路次の程心もとなし、見えかくれに見て來よとて、蛭崎十郎輝武に、壯士夥属させ給ひて、竊に遣し給ひけり。件の蛭崎輝武は、原原條の郷土也。曩に枚倉氏元が手に属て、麻呂信時が頸取てまゐらせたる、軍功を賞せられ、瀧田へ召れて、義実の、ほとり近く使れて、はや年來になりしかば、義実これを擲出して、俱には立せ給ひし也。さる程に輝武は、馬にうち跨、夥兵を將て、一町許後れつゝ、おん跡を跟てゆくに、八房は瀧田の城を出はなるゝとそが俛に、姫を背中に乗せまゐらせ、府中のかたへ走る事、飛鳥よりもなほはやり。輝武は後れじ、と頻に馬に鞭を當、夥兵等は喘々、汗もしとんに追ふ程に、はや幾の道を來て、犬懸の里に至れば、夥兵等は遙に後れて、輝武に従ふもの、一兩人には過されども、馬は逸物乗人は達者、いかで往方を失はじとて、終夜走りつゝ、來ともしらすその暁がたに、富山の奥へわけ入りつ。

抑、富山は安房國、第一の高峯にて、伊与嶽と伯仲す。その巔に攀登れば、那古洲崎七浦に、浪のよるさへ見ゆるといふ。山中すべて人家なく、巨樹枝を垂れていと暗く、荆棘樵夫の道を埋て、苔滑に霧深し。かくて十郎輝武は、山路に馬を乗倒して、われと夥兵と僅に二人、息吻あへず攀登る。山又山に雲おさまりて、迥に彼方を向上れば、伏姫は絳を背負、料紙硯を膝に乗て、八房が背に尻を掛、はや谷川をうちわたして、なほ山ぶかく入り給ふ。輝武等は辛じて、川のほとりに來にけれども、水ぶかく、流れはやくて、わたすべうもあらざんめり。「はるゝ來つる甲斐もなく、川一條に禁られて、おん往方を見究す、こゝよりかへることある。瀬踏をせん」と輝武は、遽しくをり立て、杖をちからに押しもあへず、横さまに推倒されて、一声苦と叫びつゝ、石に頭をうち碎れ、漲りおとす水のまに、骸もとどめずな

りにけり。

初も蛭崎輝武は、海辺に人となりて、水煉の達者なりしに、斯墓なくも流されたる。これさへに怪しとて、夥兵は坐に舌を掉ひて、馳て麓へ立かへり、後れたるもの諸ともに、次の日の夜をこめて、瀧田の城へかへり参り、緯の趣をまつしてければ、義実委細に聞召て、再て人を遣し給はず。只國中へ御しらしとて、樵夫炭焼の翁といふとも、富山へ登ることを許さず。「もし彼山へ入るものあらば、必死刑に行ん」とて、嚴重に掟させ、又蛭崎輝武が、枉死をふかく悼おぼして、その子どもを召出し、形のごとくにぞ使せ給ふ。

かゝりけれども五十子は、伏姫の事とにかくに、日にまして忘れかたければ、「行者の石窟へ代参」といひこしらへ、月毎に老女等を、竊に富山へ遣して、彼おん所在をたづねさせ、安否をしらまく思ひ給へど、蛭崎輝武が推ながされたる、彼山川よりあなたへは、おそれて涉すものもなし。固より川の向ひには、常に雲霧立ちこめて、見渡よしもなかりしかば、老女等はいたづらに、ゆきてはかへるとし波や、早暮月なりにけり。

不題金碗大輔孝徳は、曩に安西景連に出抜れて、敵はや瀧田を囲むをしらず、僅に曉りて走還る、途に訥平等に追とめられて、君勢を敵手に血戦し、従者等は皆撃せられたとも、わが身ひとつは虎口を脱れて、やうやく瀧田へ立かへるに、安西が大軍充滿て、はや攻囲む最中なれば、城に入ること竟にかなはず。せめて堀内貞行に、「一臂の力を戮せん」とて、東條へ走りゆくに、彼処も無戸訥平等が大軍に囲れて、籠中の鳥に異ならねば、輒く城へ入るべうもあらず。「かくぞとしらは瀧田にて、「一騎なりとも敵を撃とり、城の橋を枕にして、討死をすべかりしに、今は悔ともその甲斐なし。大事のおん使を為損して、刺主君の先途に得立ず。よしや両城の困釋て、君恙なくましますとも、そのとき何の面目ありて、見参に入らるべき。無戸が陣へかけ入て、戦死せん」と只管に、早るをみつから推鎮めて、やゝ思ひかへすやう、わが身ひとつをもて、数百騎なる、敵軍へかけ向はゞ、鶏卵をもて石を壓す、それよりもなほ墓なき所行也。命を捨ても敵に損なく、射方に益なき事なれば、是彼以不忠なるべし。両城素より兵糧乏し。鎌倉へ推参して、成氏朝臣へ急を告、援兵を乞惟して、敵を拂ひ、回を釋は、わが恨を申し寛め、因がもこれにますものあらじ。速に鎌倉へ、赴はや、と尋思て、白濱より便船して、日ならず管領の御所へ参着し、義実の使者と稱して、來由を説、急を告、をさゞ救ひを乞まつせども、義実の書翰なければ、狐疑せられて事整ず。又いたづらに日を過す。甲斐なく安房へ立かへれば、景連ははや滅びて、一國既に平均せ

り。あな歡し、と思ふにも、いよ／＼歸參の便はなし。さりとして今さら腹も切られず、時節を俟てこの條の、懈怠を勸鮮奉らん、それまでの隱宅にとて、舊里なれば上総なる、天羽の関村へ赴て、外祖一作が親族なる、百姓某甲が家に身を寓せ、一年あまりをる程に、伏姫の事人に聞えて、「八房の犬に伴れ、富山の奥へ入り給ひしより、安危存亡定かならず。

【挿絵】「一言信を守て伏姫深山に畜生に伴はる」「金まり大すけ」「伏姫」「やつぶさ」

この故に母君は、おん物思ひ日にそひて、長き病著に臥給ふ」と告るものありしかば、大輔聞てうち驚き、君失言給ふとも、正しく貴人の息女として、畜生に伴れ、こゝらの人の口の外に、かゝり給ふはいと朽を。件の犬に靈憑て、神通を得たり共、撃にかたきことやある。われ彼山にわけ登り、八房の犬を殺して、姫君を傾し奉り、瀧田へかへし入れ奉らは、賄話すともわが先非を、ゆるされん事疑ひなし、とこゝろひとつに尋思しつ。初宿のあるじには、「心願ありて社參す」と美しやかにいひこしらへ、竊に安房へ立ちへりて、準備の鳥銃引提つゝ、富山の奥にわけ入りて、伏姫のおん所在を、其処か是処かと索れば、山路に暮し、山路に明して、五六日を経る程に、霧ふかき谷川の、向ひに人はをるかとおぼし。すはやと騒ぐ胸を鎮めて、水際についてつく／＼と、聞は女子の経読む声、いと幽に聞えけり。

作者云、この段八犬士の起るべき、所以ををさ／＼演記して、筆集五巻の尾と定め、既に首巻に十回の題目を載るといへども、思ふにまして物語は、なが／＼しくなりしかば、巻の張数はや盈て、今の段を率るによしなし。さは巻数に定めあり、又張数にも限りあり。毎編これを過すときは、賣買に便宜ならずといふ、書肆が好み推辞がたし。よりにて餘稿は巻を更て、明年かならず嗣出さん。大約こゝに演る所は、この小説の發端のみ。これより下は八犬士の、やゝ世に出べき事に及べり。この後又年を歴て、八子八方に出生し、聚散時あり、約束ありて、竟の里見の家臣となる、八人の列傳は、前後あり長短あるべし。また其処までは效果さす、年をかさね、巻をかさねて、全本となさん事、曩に予が著したる、『三張月』の如くなるべし。閱者幸に察せよ。時に文化甲戌の秋九月十七日、鳥の屋に毫を闇く。

編述 曲亭馬琴稿本

総巻浄書 千形仲道謄写

画像 柳川重信画

繡像劄劇 朝倉伊八郎刊

曲亭新著画像國字小説書目 山青堂開版

袈裟御前七條法語 この書今茲は發兌のよし、かねてより披露せしが、八犬土傳を著すとて、編述こゝに

およばねど、なほ近刻の念ひあり。故に亦復書名を出しつ

美濃舊衣八文綺談 北高重宣画 全五冊

馬琴画賛扇并二 家傳神女湯 精製きおふ丸 婦人つぎ虫の妙薬等大坂心齋橋筋唐物町河内屋太助方に

あり扇は江戸神田鍋町柏屋半蔵方にもあり

朝夷巡嶋記 初編五巻 歌川豊廣画 この書久しう書名を掲出せしが今茲やつやく稿成て梓行せり 初編二編遅滞なく

出版

南總里見八犬土傳第二集五巻 來亥の冬遅滞なく嗣行す

文化十一年歲次甲戌

大坂心齋橋筋唐物町南へ入 森本太助

江戸馬食町三丁目 若林清兵衛

刊行書肆

本所松坂町二丁目 平林庄五郎

筋違橋御門外神田平永町 山崎平八

冬十一月吉日発販